

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

芳賀町地域包括支援センター

1 基本的な考え方

芳賀町地域包括支援センターは、感染症の予防及びまん延しないよう防止する体制を整備し、職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2 感染症対策委員会

(1) 事業所内での感染症の発生を未然に防止し発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会を設置する。

(2) 委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 感染対策担当者は保健師または看護師が務める。

(4) 委員会は地域包括支援センター職員で構成する。

(5) 委員会は、おおむね6月に1回以上、委員長の招集により開催する。

(6) 委員会は、次の掲げる事項について検討する。

ア 感染症の予防体制の確立に関すること。

イ 事業所内の感染対策に関すること。

ウ 職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること。

エ 利用者及び職員の健康状態の把握に関すること。

オ 感染症発生時の対応に関すること。

カ 感染対策実施状況の把握と評価に関すること。

キ 職員への研修及び訓練の企画及び実施に関すること。

3 平常時の対応

(1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延の防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、掃除、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

(2) 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延の防止のため、検温、手洗い、手指消毒を行う。

4 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、発生状況を把握し関係各機関に報告して対応を相談し指示を仰ぐ等、緊密に連携を図り、感染拡大の防止に努める。

5 感染症の予防及びまん延の防止のための職員研修

職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底を目指した研修や訓練を年1回以上実施する。

6 その他

(1) 指針及び感染症等対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(2) この指針は常時閲覧可能とし、執務室に備え付けるほか、芳賀町ホームページにも掲載する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する